

若いなかま

若いなかま No.193

2015(平成27)年 7月15日 発行

発行 (公社)福岡県青少年育成県民会議
〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13番50号
吉塚合同庁舎6F
TEL(092)643-6001 FAX(092)643-6003
E-mail: net.y.d@isis.ocn.ne.jp
ホームページ: http://www.fayd.jp/



平成26年度「家庭の日」「オアシス運動」ポスターの部 最優秀作品
宗像市立河東中学校2年 松山 楓花さんの作品

目次

平成27年度定時総会開催	2
青少年育成活動で表彰	3
永年賛助会員に感謝状贈呈	4
平成27年度事業計画	5
特集「筑紫少女苑」を訪ねて	6
地域の話題(小郡市・宇美町・遠賀町)	7
青少年の健全育成を考える 「青少年育成考」	8
事務局だより	8

(公益社団法人)福岡県青少年育成県民会議は、

青少年問題の重要性にかんがみ、広く県民の総意を結集し、国や県の施策に呼応して、総合的な運動を展開し、将来を担う青少年の健全な育成を図ることを目的に昭和41年12月13日に結成されました。

(昭和45年 社団法人。平成25年4月1日公益社団法人に移行となる。)

(公社)福岡県青少年育成県民会議

平成27年度定時総会開かれる

とき：5月29日(金) ところ：福岡リーセントホテル

海老井副知事、守谷新社会推進商工委員長をはじめ多くの来賓の出席の下、第48回、福岡県青少年育成県民会議定時総会が開催された。公益社団法人設立から今年で3年目、新理事6名、新監事1名、新事務局長の就任など、新たな県民会議としてスタート。総会では26年度の事業、収支決算報告に続き、27年度の活動方針・計画、予算案が承認された。また総会に先立って、永年功績のあつた2団体と8個人に表彰状が贈られ、永年賛助会員に感謝状が贈られた。

一致団結して、「活動の輪」を広げていくことが肝要!



福岡県青少年育成県民会議会長 右田 喜章

青少年を取り巻く環境は急速に変化しています。社会生活についていけない若者や自立の遅れも深刻化しています。違法、且つ有害な情報の氾濫は私たち大人社会にも、大きな責任があると思われま。しかし、このような状況の中、昨年は嬉しいことがあります。第36回少年の主張全国大会で福岡県代表の山本由菜さん(飯塚第一中学校三年)が内閣総理

大臣賞を受賞されたことは私たち県民会議にとつて喜ばしい明るいニュースでした。昭和41年発足以来、県民会議は青少年の健全育成に取り組んできました。3年目となる公益社団法人としての責任も大きくなっています。今後も皆さんと一致団結して「活動の輪」を広げ、青少年の健全育成に取り組んでいきたいと思えます。

子どもたちは日本を担う「宝」

人こそが重要な資源



福岡県副知事 海老井悦子

青少年を巡る環境が大きく変化する中で、青少年育成県民会議が取り組んでこられた野外学習・地域における青少年リーダーやボラティアの育成・中国江蘇省との青少年囲碁交流などは子どもたちを大きく成長させるかけがえのない機会となつていきます。

子どもたちは次代の福岡県、日本を担う大切な「宝」です。資源に乏しい我が国においては「人」こそが、最も重要な資源です。

今後の福岡、日本の発展を考えると、国際的な視野を持ち、地域で活躍する人材の育成が欠かせません。

次代を担う逞しいグローバルな人材育成のため今後も県民会議の皆様と連携を深め、青少年の育成に取り組んでまいります。

若者たちの「無限の可能性」を引き出すのは大人の責務



福岡県議会・新社会推進商工委員会委員長 守谷 正人

県内各地域の市町村民会議をはじめ、その趣旨に賛同する企業、個人の賛助会員等からなる県民会議は本県における青

少年育成団体の中核であります。

児童を取りまく環境は厳しく、児童虐待、いじめなど、痛ましいニュースは後を絶ちません。このような中、県民会議の地域に根差した活動は子どもたちにとって豊かな心や人間性、社会性を培うことができる素晴らしい機会になっていきます。今後ますます重要になってくるものと思われま。

若者たちには無限の「可能性」が眠っています。私たち大人はその可能性を引き出す責務があります。

県が推進している「青少年アンビシャス運動」とともに連携を深め、県政の最重要課題である青少年育成のために、県民会議とともに取り組んでいく所存です。

総会后、新しい理事を迎えて第2回理事会を開催

新理事6名と新監事1名、また城裕介新事務局長を迎え、新たな体制が承認された。総会后、第2回目の理事会が開催された。その中で、健全育成部会の下茂野部会長から今年度の野外学習のスローガンを「異年齢交流で育て！青少年」と改めることが発表された。

今年度は県民会議創立49年目となり、50周年も視野に入れた事業、活動を考えていくことが確認された。

表彰

おめでとうございます

8個人と2団体に表彰状、
6個人と2団体に感謝状が
贈呈される

総会議案審議に先立ち、県内の青少年健全育成を推進するため優れた活動等を行っている個人・団体等の功績を讃え表彰状が贈呈されました。また、青少年の健全育成に深い理解を示され永年にわたり賛助会員として貢献された感謝の意を表して感謝状が贈呈されました。

贈呈された方々、団体を紹介します。

※（ ）は活動年数

◎個人表彰

○中山 敏美（15年） 飯塚市下三緒

平成12年から飯塚東地区青少年育成健全育成会の事務局長として地域の非行防止、犯罪防止のため、青色パトロール、夜間巡回、センター補導等の青少年育成活動に貢献している。また、児童カレー大会、文化祭での石焼き芋、どんと焼き祭りでの豚汁、小学校卒業生への祝餅等の無償提供事業に参加、指導に従事される等、永年に亘り健全育成活動に多大な貢献をされた。

○徳島 勝（22年） 飯塚市川島

平成4年から久世ヶ浦子供会役員、会長。平成5年からは立岩地区子ども会役員等の要職に従事され、自治会での環境美化運動、子ども山笠世話役、学校との連携による子どもの育成推進事業等の活動に参加し、子ども達の健全育成活動に貢献される等、子ども会はもとより青少年の非行防止及び健全育成のため永年に亘り活躍された。



○樋口 繁秀（23年） 飯塚市勢田

平成4年から福岡保護観察所保護司として21年の長きに亘り更正保護活動に貢献し、飯塚警察署補導員としても活動、平成22年からは飯塚市少年補導センター補導員として毎月1回定期補導活動を行うと共に、飯

塚市穎田地区青少年健全育成会副会長として、地域の青少年の健全育成、地域の安全・安心活動に貢献された。

○繁永 五郎（26年） 行橋市中央

平成元年から行橋市南校区青少年協議会の推進委員、会長の要職に従事され、行橋南小学校の生徒に田植え、稲刈り、餅つきの指導、毎年1回夏休みに「ふれあい体験学習」を実施、平成12年からは小学生と共に通学路の清掃活動にとり組まれた。

平成22年から「安心・安全児童の見守り隊交通指導」のリーダーとして活躍し、青少年健全育成活動に深い理解と情熱をもった活動にとり組まれた。

○吉留 和子（10年） 行橋市行事

平成18年から行橋警察署の少年補導員、行橋市青少年育成市民会議委員を歴任し、児童・生徒の健全育成の推進に貢献され、行橋市の青少年健全育成並びに市民会議の発展に多大な貢献をされた。

平成14年からは民生児童委员会主任児童員、平成17年からは行橋市教育委員会教育部指導室特別相談員として活躍された。

○河津 敏郎（20年） 太宰府市三条

平成7年から太宰府少年の船に実行委員、運営委員として乗船し、団員の指導に活躍。平成8年からは、

太宰府ジュニアリーダーズクラブの育成会運営として活動する等、青少年の健全育成運動に貢献された。

○田淵 善保（33年） 大任町今任原

大任町青少年育成町民会議の前身である、青少年指導会からのメンバーで30年以上に亘り、青少年健全育成活動を継続されている。大任町青少年育成町民会議の副会長として育成活動の中心的な役割を担われ、行政機関や民間機関と連携・調整しながら青少年の非行防止、健全育成活動に永年に亘り貢献されている。そのほか、子ども育成連絡協議会の会長、社会教育委員の要職に就かれ、地域における青少年健全育成運動に貢献されている。

○森 實生（35年） 苅田町若久

平成10年から苅田町青少年育成町民会議補導環境部会理事、平成17年からは同町民会議理事長として苅田町の健全育成活動に従事。夜間パトロール街頭補導、少年を守る日補導、朝の声かけ運動等の活動により、青少年の健全育成、非行防止に貢献されている。柔道家としても活躍され昭和55年に苅田町体育協会柔道部を設立。誠実で責任感が強く、指導者として模範になるものである。

「地域の子どもは地域で守り育てる」を目標に永年に亘り尽力されている。

◎団体表彰

○今川校区青少年育成協議会

代表 村上晴喜 行橋市寺畦

区長会、老人会、子ども会、学校等と連携し、公民館での親子のふれ合いデイキャンプ、児童、保護者・青少年協議会による清掃活動、老人クラブ清寿会による竹とんぼ等の昔遊びの伝承による世代間交流、毎年3月に親子のふれ合いウォーキング、区長会（清流河童クラブ）による毎月2回の「声かけ運動」、青色回転灯付パトロール車による定期的巡回等児童の健全育成に大きな役割を果たし、地域における健全育成運動、非行防止活動、安心・安全活動等永年に亘り貢献された。



○いなつき「Let's Go通学合宿」

代表 野見山聡史 嘉麻市口春

平成8年度実行委員会を立ち上げ、平成9年度第1

回通学合宿を開始。事前研修（8月下旬1泊2日）、研修（9月下旬4泊5日）、事後研修（10月中旬）。稲築西、稲築東小学校5年生を対象に公民館で寝泊まりしながら、子ども同士、地域の人たちとのふれ合いを通し、生活習慣、生活体験を経験し、自立性、主体性を育てる活動を永年に亘り実施されている。この活動は、次代を担うサポーターを育成すると共に、青少年の健全育成に多大な貢献を行っている。

◎永年賛助会員感謝状

○永年（20年）特別賛助会員

・日本たばこ産業株式会社 平成7年10月入会

○永年（20年）賛助会員

- ・苅田ライオンズクラブ 平成7年11月入会
- ・上野 一成 平成7年10月入会
- ・笠原 高司 平成7年8月入会
- ・葉玉 博幸 平成7年8月入会
- ・大藪 和子 平成7年9月入会
- ・塚本 靖 平成7年8月入会
- ・牟田 敏雄 平成7年 入会

○永年（10年）賛助会員

- ・下茂野 寛 平成16年11月入会
- ・因 征四郎 平成17年4月入会
- ・戒田 協枝 平成18年3月入会
- ・中島 利男 平成17年5月入会
- ・吉留 節子 平成17年5月入会

平成27年度 事業計画

主題テーマ「大人が変われば子どもも変わる!!」

1 青少年関係団体等の活動支援連携事業

- 地域連携推進事業（九州ブロック研修会）
 - ・日程：平成27年9月16日(水)
 - ・場所：沖縄県那覇市
- 市長村民会議・青少年育成運動推進指導員
青少年育成指導者合同研修会
 - ・日程（予定）：平成28年3月
- 九州各青少年育成県民会議九州地区会議
 - ・日程（予定）：平成27年10月
 - ・場所：宮崎県

2 青少年健全育成事業

- 少年の主張福岡県大会
 - ・日程：平成27年8月29日(土)
 - ・場所：岡垣町サンリーアイ
- 少年の野外学習事業
「異年齢交流で育て！青少年」
 - ・日程：平成27年8月5日(水)～9日(日)
 - ・場所：国立諫早青少年自然の家（諫早市）
- 福岡県民さわやかマラソン大会
 - ・日程：平成27年11月29日(日)
 - ・場所：海の中道海浜公園（福岡市）
- 青少年囲碁交流事業
 - ◆福岡県大会
 - ・日程：平成27年8月23日(日)
 - ・場所：福岡県吉塚合同庁舎（福岡市）
 - ◆中国江蘇省交流大会
 - ・日程（予定）：平成28年3月（江蘇省）
- 青少年育成指導者研修会
 - ・日程（予定）：平成28年1月下旬（福岡市）



平成26年度 少年の主張福岡県大会（H26.8.23）

3 健全な家庭づくり推進事業

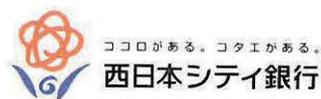
- 「家庭の日」「オアシス運動」の推進
 - ・作品募集：平成27年8月～9月
 - ・最優秀作品・優秀作品の展示
- 親子教室事業
 - ・指定継続：柳川市（3年次）・田川市（2年次）
 - ・新規指定：小郡市（1年次）
- 乳幼児教育研修会
 - ・日程（予定）：平成28年2月
- より良い親子関係講座事業



少年の野外学習事業（H26.8 長崎県諫早市）



いつもそこに、いつでもそばに。





所在地 福岡市東区奈多 1302-105

筑紫少女苑

～生き方をもう一度考える～

特集

少年院法 第一章 総則 (目的)
 第一条 この法律は、少年院の適正な管理運営と、矯正教育の充実を図るため、少年院に在る者の権利の尊重その他の目的を以て、この法律を制定する。

● 少年たちは、少年院での教育を通して、自らの問題を見つめ、改善して社会に戻っていく。二度と犯罪・非行を犯さないという決意を実現するためには、本人の努力のほかに、社会の人々の温かい心と援助が不可欠である。(法務省ホームページより抜粋)

福岡県内に2カ所ある少年院のうち、今回は少女を対象とした筑紫少女苑を訪問し、施設次長の亀田公子法務教官のお話を伺った。本年度は、少年院法が昭和24年に施行されて以来66年ぶりの全面改正となり、現場での変化や矯正教育の環境として精神面で特に大切にしているプログラムについて、ごく一部であるが紹介する。

沿革と設立の目的

● 筑紫少女苑は、全国に9カ所あるうち、九州地方(沖縄を除く)で唯一の女子少年院である。昭和24年に南区皿山に福岡少年院の分院として発足。26年に本院に昇格し、独立。昭和63年に現在地に移転した。

● この施設は、法務省所管で、家庭裁判所から保護処分として送致された14歳以上20歳未満の少女を収容している。在院者は6月8日現在23名。少女の特性に応じた適切な矯正教育や生活で精神面の安定を図りながら、社会復帰をめざすことを目的としている。少年院は禁固等の刑罰とは全く異なり、少年を健全な社会生活に適応させるための施設である。

① 改正の柱 適切な処遇の実施

● 筑紫少女苑では、今迄も実施されてはいたが、出院者(苑を出た少女)の相談が制度として設けられ、場合によっては職員が保護観察所に出向いて会うなど、法律により手厚く対応できるようになった。また、医師や弁護士

② 改正の柱 再非行防止に向けた取組の充実

● 教育プログラムについては、今までの4段階処遇を、3級「自分を見つめる」・2級「自分を磨く」・1級「新たな社会生活へ」と段階ごとにし、つかりと焦点を当て、矯正教育の目的・内容・方法等を明確化し、在院者の特性に応じて計画的に社会復帰への準備を行っている。

● また、特定生活指導は、新たに少年院法第24条に定められた。特に再犯防止が重視されたこの法律では、大きな被害を与えた少年には被害者の視点を取り入れた教育を実施する。また、薬物依存のある少年には薬物非行防止指導を実施するよう条文として入った。

この統一企画のプログラムが6月1日から全国の少年院で実施されるようになった。



徳美の言葉 52名に月ごと少女たちの言葉が掲示されている

● 現場では、外部からの就労支援スタッフとの連携も行われる。少年が自由に意見を書けるポストは従来も設置していたが、委員会により内容を確認するなど、新たな制度も発足した。

少女たちにとって最も大切なこと 「精神の安定を図る」

● 少女たちの一日は6時半に起床、朝食、朝礼が芝生の中庭で行われる。苑長先生のあいさつ、皆で朝の歌、ラジオ体操をし、日課が始まる。

● 学習の機会は、少女たちには新鮮。はじめは社会でのモードが切り替わらず勉強が煩わしいと感じる子もいるが、だんだん出来ることに對する達成感や、学ぶことへの意欲がわいてくる。資格取得の目標が定まるとモチベーションも上がり、熱心に取り組むようになる。その過程が自信を生み、集中力にも繋がっていく。

● 少女たちの可能性は無限。更生途中であっても立派に社会で働いているロールモデルの存在は大きい。職員は一つひとつ、ステップを踏んで自信をつけていくよう心がけている。

● 美徳のプログラム(上記写真参照)では52個の価値ある言葉の中から、自分が大切にしたい言葉を選び、日常生活で心がける。出院までいくつもの価値に自分を近づけていく。心の安定を図ることが重要なポイントとなる。

● 取材を終えて、少女たちは必ず社会に帰っていく。地域では保護司、協力雇用主のお世話になるが、少女たちの周りに理解者が増えることで再犯防止に繋がる。『是井、筑紫少女苑を訪問して下さい。少年院でどんなことをしているのか、いろいろな分野の方に関心を持っていただくことで、社会での理解者の層が広がると思っています。』との亀田法務教官の言葉に、送り出す側と受け入れる地域の理解と連携が大切だと改めて思った。



地域の話題

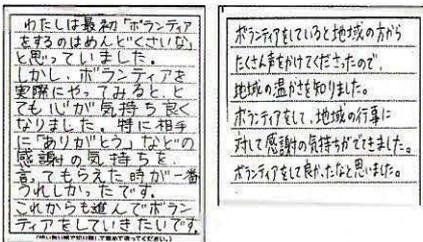
各地域から青少年健全育成に係わる活動の様子が届きました。今回は3市町の活動を紹介します。

「ふれあいボランティアパスポート」を通して

小郡市青少年育成市民会議

小郡市では、平成26年度から「ふれあいボランティアパスポート」事業を始めました。これは、特定非営利活動法人さわやか青少年センターが作成した三つ折りのボランティア活動の記録帳を利用し、活動の「きっかけ」と「継続」をつくるものです。平成26年度は10校が、27年は13校が事業に参加しボランティア活動も拡大しています。内容は、①ボランティア活動記録欄に子どもたちが記入すると、②大人がひとこと欄にほめる言葉や感謝の言葉を書く、そして③子ども達が年間の取組の感想を書き、「世界の子ども達にワクワクンを日本委員会」や「日本盲導犬協会」等、応援したい団体を選んで提出します。

全国の応援したい団体の集計後、その割合に応じて、企業協賛金を配分され、子どもたちのボランティアという行為が寄付に代わるという取組です。今後子ども達のボランティア活動への参加を促していきたいです。



第5回ふみの里まなびの森フェスタ あいさつ声掛け運動街頭啓発

宇美町青少年育成町民会議

宇美町青少年育成町民会議は、青少年教育に関わる団体、機関など、28の団体が構成され、その特性を生かし、地域、家庭、学校と協力、連携した取り組みや子どもたちへの体験活動の場の提供を行っています。



町や教育委員会、社会福祉協議会と協働で11月に実施している「第5回ふみの里まなびの森フェスタ」では、「まが玉づくり」「木工工作」「廃油せっけんづくり」「あいさつチャンピオン大会」「チャレンジ体力測定」「赤ちゃんハイハイレース」等の体験活動ワークショップを行い、多くの子どもたちの参加がありました。また、町商工会による「まんぷく食堂」の出店もあり、一日を通じて楽しめるようになっていきます。

併せて、小中学生による弁論大会「少年少女の主張大会」や、「青年の声（標語）」、「図書館を使った調べる学習」入賞者表彰も実施しました。

また、平成25年度に募集し、決定された運動推進キャラクター「おハロー」を活用し、3月の早朝にJR宇美駅前広場にて「あいさつ声掛け運動街頭啓発」を実施しました。延べ120名の参加者があり、町にあいさつが広がることを願っています。

「鮭の放流会」

遠賀町青少年育成町民会議

遠賀町の子ども達に、命の大切さや環境問題に関心を持ってもらおうと平成7年度より活動を始めた「鮭の放流会」も20年という節目を迎えました。

平成26年度は11月3日と11月7日に遡上した鮭を捕獲し、嘉麻市に在る鮭神社に奉納しました。

遠賀町青少年育成町民会議では今年も鮭を卵から飼育し約5cm位に成長した稚魚を遠賀町内の西川沿岸にて放流会を開催し放流しました。

今年は飼育者個人38名と11団体を含め約300名の参加者で約2800匹の稚魚を放流しました。

参加者全員が4年をかけて世界を1周して戻って来る鮭に思いを馳せていました。



事務局だより

主な行事(日27年4月1日〜7月24日)

4月 1日(水) 城事務局長赴任
14日(火) 湖上交流課長赴任
青連協常任委員会

20日(月) 監事監査
第1回健全育成部会
(以降、5/23、6/15、7/22)

22日(水) 第1回総務部会(以降、7/8)

27日(月) 第1回理事会
第1回広報部会
(以降、6/8、23、7/7、8、27)

5月 15日(金) マラソン大会第1回事務局会議
(以降、7/7)

23日(土) 青連協総会
29日(金) 定時総会・第2回理事会
31日(日) 第1回家庭部会
ボランティア青年スタッフ
研修会(企画会議)

6月 4日(木) 開基大会第1回実行委員会
8日(月) 広報部会取材
5日(日) 「育成キャンプ」
スタッフ(運営)会議

7月 12日(日) 「育成キャンプ」事前説明会
24日(金) 「少年の主張」第1次審査

新賛助会員の紹介

特別賛助会員
(株)アサヒ緑健

個人賛助会員

- 八木 信次 (宗像市)
- 末崎 牧 (福岡市)
- 中島 達朗 (福岡市)

赤い羽根共同募金



高齢者、障害者、子どもたちなどへの地域の福祉活動を支援します。災害時には「災害ボランティアセンター」の設置や運営にも役立ちます。

この広報紙は、共同募金の配分を受けて発行しています。

青少年育成 考



公益社団法人 福岡県青少年育成県民会議
前専務理事・事務局長 中原 憲 幸

「挨拶とはこころの垣根を押し開ける扉」

ふとした拍子に、見ず知らずの人と挨拶を交わすことがあります。先日、女房と二人して30年振りに長崎の地を訪れました。昔のままグラバー公園は四季折々の花々が配され、また高台の斜面にあることから建物のテラスや庭園からは長崎の街や港を一望できる最高の場所です。庭園内を歩きながら、私はごく自然に見知らぬ方とお話をしていました。「きれいですね」、「ええ、本当に」何の構えもなしに知らない方と会話することに新鮮な喜びを感じました。それは、同じ美しい景色を見た者同士が、自然にこころを開いた挨拶の言葉だったのだと思います。

「挨拶とはこころの垣根を押し開ける扉」と、顔を合わせ、首を傾げたり、眉に手を寄せたりして、そんな会話をしたのです。一言ひとは、本当にたわいのない言葉です。けれども、このように、お互いが同じ状況に置かれて「共通の思い」に立ったとき、まったく知らない人同士であっても気持ちを通わせ合うことができる、これが挨拶の素晴らしさだと思います。止まってしまう車内でいららしていたときよりも、ほかの人と同じ思いを共有し、顔を見合わせて挨拶をした後の方が、どこかほっとできたようにも思います。

挨拶は人と人とのこころの垣根をそと押し開ける扉のような役割を果たしていることを、改めて認識するとともに、大人はしっかりそのことを子どもたちに伝えていかねばならないと思つた次第です。

編集後記

193号は定時総会が主体の紙面になりますが、今回は特集記事「筑紫少女苑」に注目してほしいと思います▼法務教官・苑次長の亀田公子氏にお話をうかがった取材内容をまとめています▼あまり世の中に知らされていない苑内の生活や教育プログラム、トレーニング内容などを紹介しています▼66年ぶりの少年院法の改正により、外部に対しての新たな取組みも試みられているようです。

広報部会長 馬場 京子

青少年の健全育成のために

賛助会員入会のお願い

次代を担う青少年の健全育成を図るため、県民会議は、少年の主張大会、野外学習、マラソン大会など、様々な活動を行っています。

県民会議では、賛助会員の募集を行っています。会費は左のとおりです。電話(092-643-6001)いただければ、資料をお送りいたします。

賛助会員の年会費

- 個人 1口 1,000円
- 法人又は団体 1口 15,000円
- 特別賛助会員 1口 50,000円

納入いただく方法

会費は、公益社団法人福岡県青少年育成県民会議の次のいずれかの口座に納入していただくか、県民会議事務局に直接ご持参ください。
西日本シティ銀行千代町支店(普通預金) 3053033
福岡銀行県庁内支店(普通預金) 526475
筑邦銀行福岡支店(普通預金) 1597091
福岡中央銀行本店(普通預金) 1030569
県庁内郵便局郵便為替口座 福岡 01700-5-4057



この用紙は、森林資源保護のため再生紙を使っています。